

## 4 軽自動車税のグリーン化特例について

(軽四輪等 平成28年度のみ)

平成27年度中(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)に最初の新規検査を受けた車両で、排出ガス性能及び燃費機能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税を軽減する特例措置を適用します。

軽自動車等の種類		年税額			
		(ア) 新税率の75%軽減	(イ) 新税率の50%軽減	(ウ) 新税率の25%軽減	
四輪	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三輪		1,000円	2,000円	3,000円	

- (ア) 電気自動車、天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%軽減)
  - (イ) 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成  
貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
  - (ウ) 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車  
貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車
- ※(イ)、(ウ)については、内燃機関の燃料が揮発油(ガソリン)の軽自動車に限ります。  
※燃料基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

## 5 佐久税務署からのお知らせ

### ■所得税の確定申告をされるすべての方へ

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。  
復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。

### ■公的年金等を受給されている方へ ~確定申告不要制度のお知らせ~

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。  
※所得税の確定申告が必要でない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。  
なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。  
また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されないこととなりました。

### 6 平成27年中に家屋を取り壊した皆さん 固定資産税に関する申告をお願いします

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として、その所有者に課税されます。12月31日までに家屋を取り壊した場合、市への「家屋滅失届」の提出や、法務局での建物滅失登記を行わないと、引き続き課税される場合がありますので、ご注意ください。  
なお、課税対象の家屋は、既にお送りしてある納税通知書と同封されている課税明細書でご確認ください。  
**未登記家屋の名義変更の届出を!!**  
物置や車庫など、未登記の家屋をお持ちで、相続、贈与、売買等で所有者が変更となった場合は、名義の変更の手続きが必要となります。税務課へ「未登記家屋納税義務者変更届」を提出してください。  
※届出用紙は、税務課窓口又は市ホームページから取得できます。

### 7 償却資産の申告はお早めに

償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在における償却資産について、その所在する市町村に申告することが地方税法により定められています。  
該当する方には、申告に関する書類を12月中旬に郵送しましたので、税務課までお早めに提出してください。  
なお、今回より申告書には個人番号・法人番号(マイナンバー)の記入欄がありますのでご記入ください。  
該当する資産がない場合や、資産内容が前年と同じ場合でも、その旨を記載して提出してください。  
また、平成27年から新たに事業を始めた方で、申告に関する書類が必要な方は、税務課資産税係までご連絡ください。

▼①~⑤の問い合わせ先 税務課 市民税係 ▼⑥・⑦の問い合わせ先 税務課 資産税係